

平成24年8月吉日

「三重の木」認証事業者 様

「三重の木」利用推進協議会
事務局
三重県木材協同組合連合会

「三重の木」認証事業者への支援事業の第2次募集について（ご案内）

残暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、平成24年度においても、大工・工務店、建築設計事務所及び製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用して住宅を建てたいといった消費者ニーズに対応する取組を支援することとなりましたので、事業を実施しようとする事業者は、所定の書式に必要書類を添付の上、申請期限までにお申し込み下さい。

記

2. 「三重の木」認証材利用拡大等支援事業

(1) 補助対象

大工・工務店、建築設計事務所、製材工場など「三重の木」認証事業者が連携して「三重の木」を利用したい消費者に対する住宅見学会や住宅相談会の開催、住宅フェアへの出展、パンフレット・チラシの作成などの取組であって、3以上の認証事業者が連携して行う17取組（グループ）が補助対象となります。

なお、補助金の交付については、2次募集終了後、申請書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定を行います。このため、交付決定日（第2次募集の場合は10月10日の予定）以前に実施した事業については、補助の対象となりませんので念のため申し添えます。

(2) 補助額

補助対象事業費の10/10とし、1取組（グループ）当たり補助金の上限は、10万円です。

(3) 補助対象経費

- ①印刷費（研修会や勉強会等の資料、パンフレット、チラシの印刷）
- ②広告料（新聞広告、雑誌広告等の経費）
- ③報償費（研修会・勉強会の講師等に対する謝金）
- ④使用料及び賃借料（研修室、体験ツアーのバス代等の借料等）
- ⑤需用費（消耗品費等）
- ⑥旅費（講師の旅費）
- ⑦役務費（通信運搬費、手数料）

(4) 申請方法

- ①申請期限 第二次募集 平成24年9月末日まで
- ②申請方法 交付申請書（[様式第1号の1](#)）に必要事項を記載の上、関係書類を添付して、「三重の木」利用推進協議会（三重県津市桜橋1丁目104番地 三重県木材協同組合連合会内）宛に提出する。

<注1> 申請書類を審査の上、実施対象者を決定しますが、実施対象者の重複を避けるため、調整を行う場合もあります。また、希望者が予算に満たない場合は、再募集致します。

<注2> 飲食費、実施者の賃金等は補助対象経費から除きます。

<注3> 広報（パンフレット、チラシ、新聞広告等）の取組の経費が補助の対象となるのは、「三重の木」認証制度を普及する内容が全体の1/3以上を占める場合に限りです。

<注4> 様式類は、当協議会ホームページからもダウンロード出来ます。